

3. 「介護休暇」の対象従業員の要件緩和 (R7.4.1～改正)

「介護休暇」は、対象家族の介護等をする従業員が、請求した場合に、1日または時間単位の休暇（無給でOK）を与えるという制度です。

※対象家族とは、「要介護状態にある配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫であり、同居の有無は問いません。

※企業規模や従業員の雇用形態は問いません。

※通常の年次有給休暇とは別で与える必要があります。

改正内容	改正前	改正後
労使協定により除外できる 労働者の一部廃止	①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6カ月未満	週の所定労働日数が2日以下 ②を廃止